

令和8年2月26日 招 集

# 令和8年第2回本市議会定例会議案

山形県村山市

## 付 議 事 件 目 次

1	議第 5号	令和7年度村山市一般会計補正予算（第12号）……………	別冊
2	議第 6号	令和7年度村山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）……………	別冊
3	議第 7号	令和7年度村山市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）……………	別冊
4	議第 8号	令和7年度村山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）……………	別冊
5	議第 9号	令和7年度村山市水道事業会計補正予算（第2号）……………	別冊
6	議第10号	令和8年度村山市一般会計予算……………	別冊
7	議第11号	令和8年度村山市国民健康保険事業特別会計予算……………	別冊
8	議第12号	令和8年度村山市財産区特別会計予算……………	別冊
9	議第13号	令和8年度村山市介護保険事業特別会計予算……………	別冊
10	議第14号	令和8年度村山市後期高齢者医療事業特別会計予算……………	別冊
11	議第15号	令和8年度村山市水道事業会計予算……………	別冊
12	議第16号	令和8年度村山市下水道事業会計予算……………	別冊
13	議第17号	村山市乳児等通園支援事業に関する基準を定める条例について……………	4
14	議第18号	村山市行政手続条例の一部を改正する条例について……………	7
15	議第19号	村山市の義務教育学校設置に伴う関係条例の整理に関する条例について……………	9
16	議第20号	村山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について……………	12
17	議第21号	村山市基点レクリエーションセンター条例の一部を改正する条例について……………	13
18	議第22号	村山市楯岡地域放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例について……………	15
19	議第23号	村山市ふるさとふれあい学習館条例の一部を改正する条例について……………	16
20	議第24号	村山市道路占用料条例の一部を改正する条例について……………	17
21	議第25号	村山市火災予防条例の一部を改正する条例について……………	20
22	議第26号	村山市中小企業緊急融資支援基金条例を廃止する条例について……………	23

23	議第27号	村山市過疎地域持続的発展計画の変更について……………	24
24	議第28号	辺地総合整備計画の策定について……………	25
25	議第29号	工事請負契約の締結について……………	28
26	議第30号	市道路線の認定について……………	29
27	議第31号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	32

以上別紙のとおり

令和8年2月26日 提出

村山市長 志 布 隆 夫

## 議第17号

### 村山市乳児等通園支援事業に関する基準を定める条例について

村山市乳児等通園支援事業に関する基準を定める条例を次のとおり制定するものとする。

### 村山市乳児等通園支援事業に関する基準を定める条例（案）

#### （趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業に関する基準(以下「最低基準」という。)を定め、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「乳児等通園支援事業所」という。)の管理者を含む。)が乳児等通園支援を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳児 法第4条第1項第1号に規定する満1歳に満たない者(法第6条の3第23項の内閣府令(次号において「内閣府令」という。)で定めるものを除く。)をいう。
- (2) 幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者(内閣府令で定めるものを除く。)をいう。
- (3) 保護者 法第6条に規定する親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。
- (4) 乳児等通園支援事業 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。

#### （最低基準の向上）

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、乳児等通園

支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(委任)

第6条 第3条から前条に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

児童福祉法に基づき、新たに乳児等通園支援事業を実施するためこれを提案する。

## 議第18号

### 村山市行政手続条例の一部を改正する条例について

村山市行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

### 村山市行政手続条例の一部を改正する条例（案）

村山市行政手続条例(平成9年村山市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。

第15条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第23条第2項中「到来した」を「到来したとき」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号及び第4号」を「同条第4項中「第1項第3号及び第4号」」に、「「同条第3号」」を「「第28条第3号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」」に、「同条第3項後段」を「同

条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

この条例は、令和8年5月21日から施行する。

提案理由

行政手続法の一部改正に伴い、聴聞等の通知に係る公示送達をデジタル化するためこれを提案する。

## 議第19号

村山市の義務教育学校設置に伴う関係条例の整理に関する条例について

村山市の義務教育学校設置に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市の義務教育学校設置に伴う関係条例の整理に関する条例（案）

（村山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第1条 村山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年村山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項から第4項まで及び別表第2(15)中「小学校就学」を「小学校又は義務教育学校の前期課程就学」に改める。

（村山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 村山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年村山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第20条の5中「小学校就学」を「小学校又は義務教育学校の前期課程就学」に改める。

（村山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第3条 村山市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年村山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 村山市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年村山市条例第2号）の適用を受ける者

（村山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 村山市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和46年村山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「小学校就学」を「小学校又は義務教育学校の前期課程就学」に改める。

(村山市市税条例の一部改正)

第5条 村山市市税条例(昭和41年村山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第111条第3号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(村山市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第6条 村山市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成14年村山市条例第2号)の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「小学校及び中学校」を「学校」に改める。

(村山市山の内自然体験交流施設条例の一部改正)

第7条 村山市山の内自然体験交流施設条例(平成20年村山市条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表備考に次の1号を加える。

8 「中学生」とは、義務教育学校生を含む。

(村山市スポーツ施設条例の一部改正)

第8条 村山市スポーツ施設条例(昭和55年村山市条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表の第2、同表の第3(1)、同表の第5及び同表の第6の表中「小・中学校児童生徒」を「小・中・義務教育学校児童生徒」に改める。

(村山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第9条 村山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年村山市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程」を加える。

(村山市交通安全条例の一部改正)

第10条 村山市交通安全条例(平成12年村山市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第7条中「小中学生」を「小学生、中学生、義務教育学校生」に改める。

(村山市基点リバーサイド地区交流促進施設条例の一部改正)

第11条 村山市基点リバーサイド地区交流促進施設条例(平成4年村山市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1に備考として次のように加える。

備考 「小・中学生」とは、義務教育学校生を含む。

(村山市都市公園条例の一部改正)

第12条 村山市都市公園条例(昭和44年村山市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第4に備考として次のように加える。

備考 「小・中学生」とは、義務教育学校生を含む。

(村山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第13条 村山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年村山市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「小学校就学」を「小学校又は義務教育学校の前期課程就学」に改める。

附 則

この条例は、令和10年4月1日から施行する。

提案理由

本市に義務教育学校「葉山学園」を設置することに伴い、関係条例の整理を行うためこれを提案する。

## 議第20号

村山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

村山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

村山市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年村山市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号中「25,400円」を「66,400円」に改める。

第13条第1項中「4,400円」を「4,700円」に改め、同項ただし書中「あつて」を「あつて」に、「6,300円」を「7,050円」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「第15条第2項」を「第15条」に改め、同項を同条第2項とする。

第19条中「第15条第2項」を「第15条」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第13条第1項の改正規定は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の第13条第1項の規定を適用する場合には、改正前の第13条第1項の規定に基づいて支給された給与は、改正後の第13条第1項の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

山形県人事委員会の勧告等を踏まえ、通勤手当及び宿日直手当について見直しを行うためこれを提案する。

## 議第21号

村山市基点レクリエーションセンター条例の一部を改正する条例について

村山市基点レクリエーションセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市基点レクリエーションセンター条例の一部を改正する条例（案）

村山市基点レクリエーションセンター条例(昭和56年村山市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「300円」を「600円」に、「150円」を「300円」に改める。

別表の2の表及び別表の3の表を次のように改める。

### 2 SPAプール利用料金

区分	1回につき
12歳以上の者	800円以内
12歳未満の者	400円以内

備考

- 12歳以上の者の利用料金には入湯税を含む。

### 3 客室施設等利用料金

区分	半日利用 (4時間以内)	1日利用 (12時間以内)
客室施設等	35,000円以内	70,000円以内

備考

- 客室施設等とは、客室、多目的ホール、結婚式場・会議室、大広間、中広間、小広間及びSPAプールをいう。
- 半日利用の場合で、4時間を超えて利用する場合は、所定の利用料金にその超える1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき当該利用料金の30パーセントに

相当する額を加算した額以内の額とする。

- 3 営利を目的とした利用の場合は、所定の利用料金に当該利用料金の100パーセントに相当する額を加算した額以内の額とする。

別表の4の表を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

クアハウス基点の利用料金等について、採算性の確保及び社会情勢の変化に対応した見直しを行うためこれを提案する。

議第22号

村山市楯岡地域放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例について

村山市楯岡地域放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市楯岡地域放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例（案）

村山市楯岡地域放課後児童クラブ施設条例(令和元年村山市条例第13号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

村山市放課後児童クラブ施設条例

第1条中「村山市楯岡地域放課後児童クラブ施設」を「村山市放課後児童クラブ施設」に改める。

第2条各号を削り、同条に次の表を加える。

放課後児童クラブ施設の名称	位置
村山市楯岡地域放課後児童クラブ施設	村山市楯岡楯8番11号
村山市西郷地域放課後児童クラブ施設	村山市大字名取3332番地66

附 則

この条例は、令和8年6月15日から施行する。

提案理由

新たに村山市西郷地域放課後児童クラブ施設を設置するためこれを提案する。

## 議第23号

村山市ふるさとふれあい学習館条例の一部を改正する条例について

村山市ふるさとふれあい学習館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市ふるさとふれあい学習館条例の一部を改正する条例（案）

村山市ふるさとふれあい学習館条例(平成11年村山市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

器具等使用料	1器具等につき2,000円以内で別に定める額
--------	------------------------

別表に備考として次のように加える。

備考

- 1 使用する時間が1時間に満たない場合は、1時間に切り上げて計算する。
- 2 超過時間の使用料の額は、1時間につき別表に掲げる使用料とし、1時間未満は1時間として計算する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

村山市ふるさとふれあい学習館の使用料について、利用実態を踏まえた整理を行うためこれを提案する。

議第24号

村山市道路占用料条例の一部を改正する条例について

村山市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市道路占用料条例の一部を改正する条例（案）

村山市道路占用料条例(昭和59年村山市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表中、

「

法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1	780
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			290
	地下に設ける通路			180
	その他のもの			780

を

」

「

法第32条第1項第3号に	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自	地下に設けるもの	長さ1メートルにつ	2
--------------	----------	------------------	----------	-----------	---

掲げる施設		動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	その他のもの	き1年	8
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき 1年	620
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1 平方メー トルにつ き1年	390
			地下に設けるもの		230
		その他のもの			780
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1 平方メー トルにつ き1年	780
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		占用面積1 平方メー トルにつ き1年	Aに0.004 を乗じて 得た額
		階数が2のもの			Aに0.006 を乗じて 得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.007 を乗じて 得た額
		上空に設ける通路			290
		地下に設ける通路			180
		その他のもの			780

に

」

改め、同表に次のように加える

令第7条第14号及び第15号に掲げる施設	占用面積1 平方メー トルにつ き1年	Aに0.031 を乗じて 得た額
----------------------	------------------------------	------------------------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

道路法及び道路法施行令の一部改正に伴い、国に準じて市道に係る道路占用料の額を定めるためこれを提案する。

## 議第25号

村山市火災予防条例の一部を改正する条例について

村山市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市火災予防条例の一部を改正する条例（案）

村山市火災予防条例(昭和48年村山市条例第26号)の一部を次のように改正する。

目次中

「

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第31条の2—第31条の7) を

」

「

第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等(第31条の2—第31条の7) に

第3章の3 林野火災の予防(第31条の8・第31条の9)

」

改める。

第8条の見出しを「(一般サウナ設備)」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)」を「一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)」に改め、同項第2号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第8条の2とする。

第7条の次に次の1条を加える。

(簡易サウナ設備)

第8条 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)又はバレル型サウナ室(サウナ室

のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備であつて、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周辺において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。

第31条中「火災に関する警報」を「火災に関する警報(法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。)」に改め、同条第7号を削る。

第31条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」を「住宅用防災機器、感震ブレーカー」に改める。

第3章の2の次に次の1章を加える。

### 第3章の3 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第31条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第31条各号に定める火の使用の制限に従うように努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第31条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、

林野火災の発生の危険性を勘案して、第31条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第50条の3第1項第3号中「第53条」を「第53条第1項」に改める。

第52条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)

第52条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第53条第1号中「行為」を「行為(たき火を含む。)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### 提案理由

林野火災予防の強化を図るとともに、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等の一部改正に伴い、所要の改正を行うためこれを提案する。

## 議第26号

村山市中小企業緊急融資支援基金条例を廃止する条例について

村山市中小企業緊急融資支援基金条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市中小企業緊急融資支援基金条例を廃止する条例（案）

村山市中小企業緊急融資支援基金条例(令和2年12月16日条例第20号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の基金活用期間が令和7年度をもって終了することに伴い、基金を廃止するためこれを提案するもの。

## 議第27号

### 村山市過疎地域持続的発展計画の変更について

村山市過疎地域持続的発展計画の変更について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項の規定により、別冊のとおり、議会の議決を求める。

#### 提案理由

過疎地域における特別措置を活用し、持続可能な社会の形成及び地域資源等を活かした地域活力の向上を図るため、村山市過疎地域持続的発展計画について、年次計画を令和8年度から令和12年度までの期間に変更する計画を提案する。

## 議第28号

### 辺地総合整備計画の策定について

辺地総合整備計画の策定について、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

### 提案理由

山の内辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を促進するため、令和8年度から令和12年度までの総合整備計画の策定を提案する。

# 総合整備計画書

山形県村山市 山の内辺地

(辺地の人口127人、面積9.1 k m<sup>2</sup>)

## 1 辺地の概況

### (1) 辺地を構成する町または字の名称

村山市大字山の内・大字雪の観音郷

### (2) 地域の中心の位置

村山市大字山の内174-1

### (3) 辺地度数

151点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

山の内辺地は本市の最北西端に位置し、4つの集落からなる農山村地域である。基幹産業は農業で、特にこの地域は中山間地域であるため、高冷地での野菜栽培や豊富な山菜、そばの提供など地域素材を活かした産業が営まれている。

また、本辺地には本市を象徴する山である葉山が位置し、複数の登山道が整備されており、このうち、村山市内にある登山口において、令和7年度には年間150名超の登山者が訪れている観光資源を有する地域でもある。

ここで、登山者団体より葉山に木道を設置するよう要望があり、村山市、寒河江市、大石田町、大蔵村の4自治体で構成する葉山開発協議会において、木道の設置が決定された。登山者の増加及び観光産業の成長による地域の発展を図るためにも、他の市町村と協力して木道設置を行う必要があるところである。

また、当該登山口と中心集落を結ぶ唯一の市道である三枚平線の「雪の観音橋」は、法定点検の橋りょう点検診断において早期に対策が必要との判定を受けており、同橋りょうが通行不可能になった場合、市内から同登山口へ向かう方法がなくなることから、補修は必要不可欠である。

あわせて、山の内地区には、旧山ノ内小学校を改修し、山の内地区の住民が中心となって自然とのふれあいや伝統文化体験を通して地域活性化を図る「山の内

自然体験交流施設やまばと(以下「やまばと」という。)を整備しており、年間延べ3,000人前後に利用されている。

このやまばとについては、施設内の居室に空調設備が設置されておらず、特に夏季の利用について、安全な利用に支障が出ているため、空調設備の設置を行う必要があるところである。

このようなことから、中山間地域の特性である自然という地域資源を活かした観光客の誘致を行い、地域の発展を図ることで当該地域の生活基盤を総合的に改善し、活力ある地域づくりの推進を計画するものである。

### 3 公共的施設の整備計画

令和8年度から令和12年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
【観光又はレクリエーション施設】 葉山木道施設整備	葉山開発協議会	23,885	0	23,885	23,800
【道路及び渡船施設】 橋りょう施設整備	村山市	21,247	12,503	8,744	8,700
【観光又はレクリエーション施設】 山の内自然体験交流施設 やまばと整備	村山市	8,000	0	8,000	8,000
合 計		53,132	12,503	40,629	40,500

## 議第29号

### 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

#### 1 工事名

村山駅西開発事業 調整池整備工事（債務負担行為）

#### 2 契約金額

356,180,000円

#### 3 契約の相手方

村山市中央二丁目3番23号

河西建設株式会社

代表取締役社長 奥山吉三

#### 提案理由

村山駅西開発事業 調整池整備工事（債務負担行為）について請負契約を締結するにあたり、村山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に該当するためこれを提案する。

## 議第30号

### 市道路線の認定について

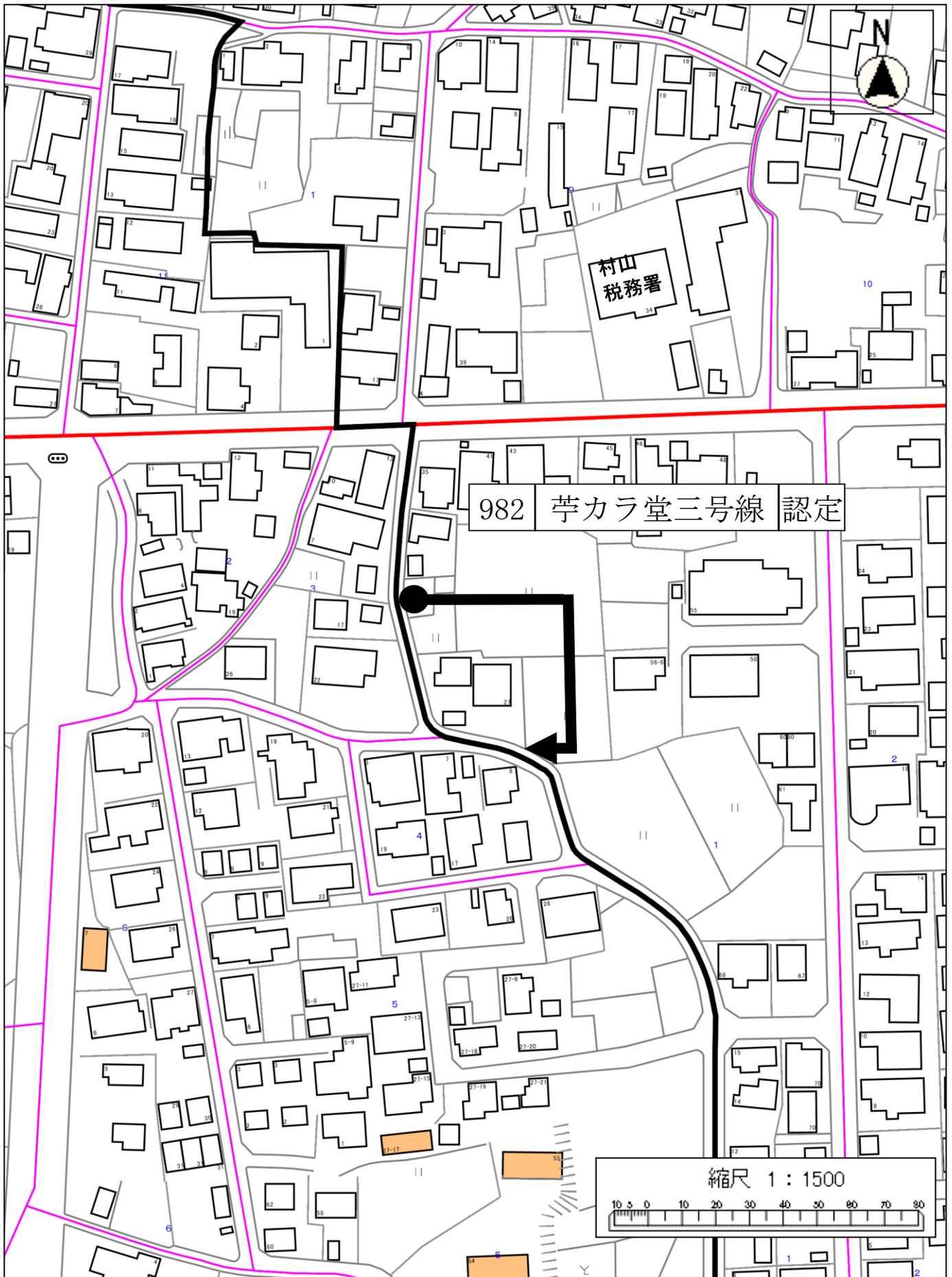
市道路線の認定を次のとおり行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

#### 1 認定路線

整理番号	路線名	起 点	終 点	参 考
982	苧カラ堂三号線	起点	村山市楯岡笛田四丁目5210番1地先	延長 119.7 m
		終点	村山市楯岡笛田四丁目5210番10地先	幅員 6.0 m
983	駅西中央7号線	起点	村山市大字楯岡字楯岡西8047番2地先	延長 243.9 m
		終点	村山市大字楯岡字楯岡西8025番地先	幅員 10.5 m
984	駅西中央8号線	起点	村山市大字楯岡字楯岡西8044番1地先	延長 160.5 m
		終点	村山市大字楯岡字楯岡西8039番1地先	幅員 11.5 m

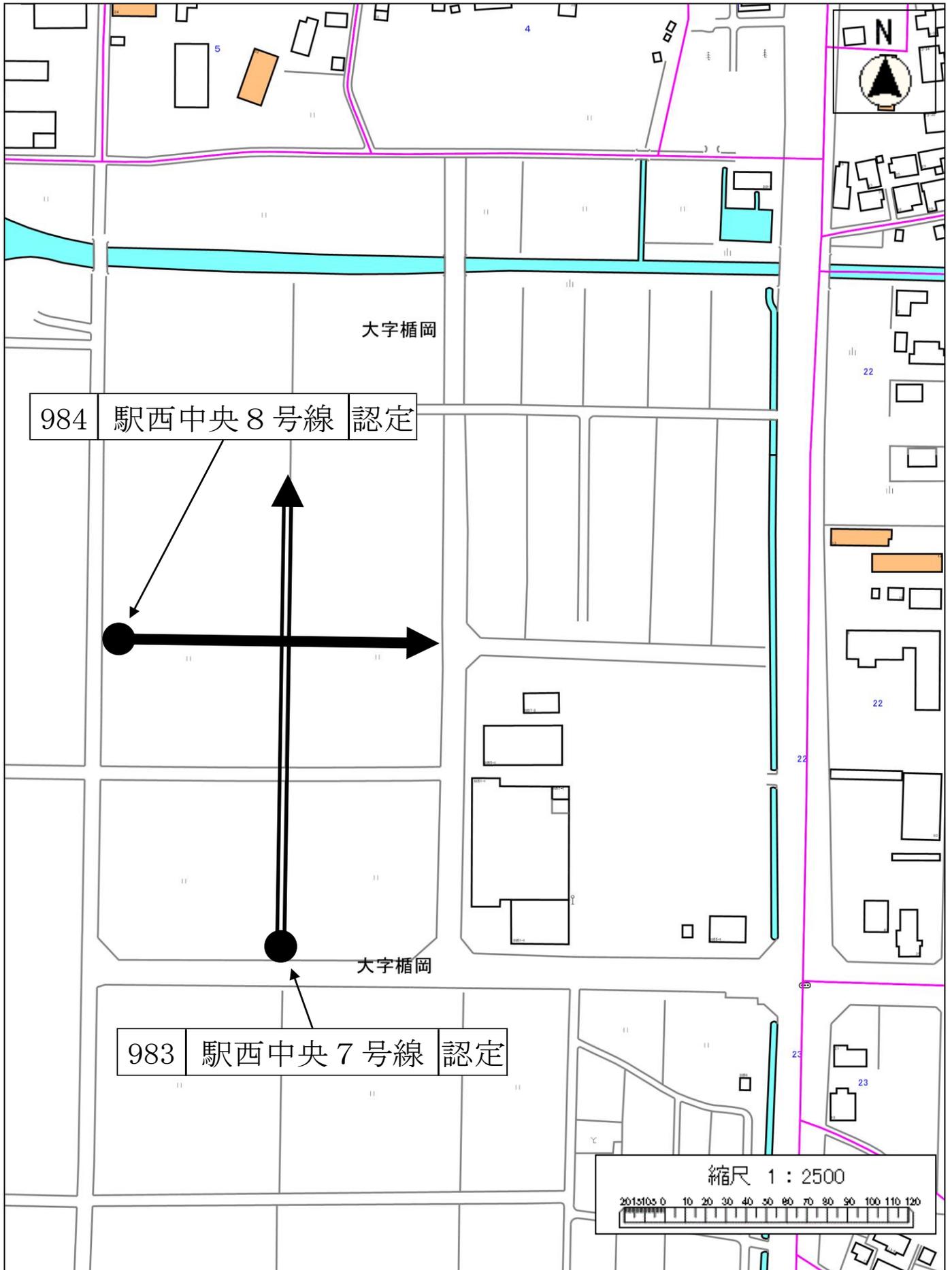
#### 提案理由

住宅地及び商業地の開発に伴い新設する道路を市道として認定するためこれを提案する。



982 苧カラ堂三号線 認定





議第31号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を本市の固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

村山市大字大久保甲100番地

芦野充浩

昭和29年10月16日 生

提案理由

芦野充浩委員は、令和8年3月25日に任期が満了するので、再任するためこれを提案する。